



平成27年 11月 6日

各 位

会 社 名 東福製粉株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 野上 英一
(コード番号 2006 東証2部 福証)
問 合 せ 先 取締役執行役員総務部長 山口 雄治
電 話 092-781-1661

決算期(事業年度の末日)の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年11月6日開催の取締役会において、平成27年12月22日開催予定の第93期定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記の通り決算期変更及び定款一部変更を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 決算期変更の理由

当社は、事業年度を毎年10月1日から翌年9月30日までとしておりましたが、親会社である日本製粉株式会社の決算期（3月31日）に統一することにより、効率的な連結事業運営を推進するため、当社の事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までに変更するものであります。

2. 決算期変更の内容

現 在： 毎年9月30日

変更後： 毎年3月31日

(注) 決算期変更の経過期間となる第94期は、平成27年10月1日から平成28年3月31日までの6ヶ月決算となる予定です。

3. 今後の見通し

第94期の業績見通しにつきましては、本日、別途公表しております「平成27年9月期決算短信」をご参照下さい。

4. 定款一部変更の件

- (1) 決算期の変更に伴い、現行定款第14条（株主総会の招集）、第15条（定時株主総会の基準日）、第42条（事業年度）及び第43条（剰余金の配当の基準）に所要の変更を行うものであります。また、事業年度の変更に伴い、第94期事業年度は、平成27年10月1日から平成28年3月31日までの6ヶ月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。
- (2) 業務執行を行わない取締役及び監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮することができるようにするため、会社法第427条の規定により業務執行を行わない取締役及び監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨の定めを新設するものであります。なお、本件につきましては、各監査役の同意を得ております。

5. 定款変更の内容（下線部分は、変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>(株主総会の招集) 第14条 定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある時に随時これを招集する。 (2) 株主総会は、福岡市もしくはその近隣の地において招集することができる。</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 9月30日とする。</p> <p>第16条～第30条 〈条文省略〉</p> <p><新 設></p> <p>第31条～第39条 〈条文省略〉</p> <p><新 設></p> <p>第40条～第41条 〈条文省略〉</p> <p>(事業年度) 第42条 当会社の事業年度は、毎年10月 1日から翌年 9月30日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 9月30日とする。</p> <p>第44条 〈条文省略〉</p> <p><新 設></p> <p><新 設></p>	<p>(株主総会の招集) 第14条 定時株主総会は、毎年 6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある時に随時これを招集する。 (2) 株主総会は、福岡市もしくはその近隣の地において招集することができる。</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3月31日とする。</p> <p>第16条～第30条 (現行とおり)</p> <p><u>(取締役との責任限定契約)</u> 第31条 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度とする。</u></p> <p>第32条～第40条 (現行とおり)</p> <p><u>(監査役との責任限定契約)</u> 第41条 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度とする。</u></p> <p>第42条～第43条 (現行とおり)</p> <p>(事業年度) 第44条 当会社の事業年度は、毎年 4月 1日から翌年 3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第45条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3月31日とする。</p> <p>第46条 (現行とおり)</p> <p>附則 第1条 <u>第44条の規定にかかわらず、平成27年10月 1日から始まる第94期事業年度は翌年 3月31日までの6ヶ月間とする。</u> 第2条 <u>本附則は、第94期事業年度経過後、これを削除する。</u></p>

6. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27年 12月 22日
定款変更の効力発生日	平成 27年 12月 22日

以 上